

証券外務員に対する規制

～保険募集人との比較～

清水 葉子

1 はじめに

金融システム改革にともなって、投資信託をはじめとして金融商品の販売チャネルが拡大されるなど、金融商品の販売のあり方の効率化と柔軟化が進められている。とくに証券会社の経営に重要な位置を占める証券外務員については、資産管理やフィナンシャル・プランニングなど新しい視点から顧客ニーズに対応することが必要であるとされている。

証券外務員に対する規制は、投資家保護という点ではある程度厳格なものでなければならないが、効率的な証券営業のためにはできるだけ緩やかであることが望ましい。

証券外務員に対する規制は他の金融商品の営業に対する規制に比べてどのような特徴があるだろうか。本稿では、保険募集と比較しながら証券外務員に対する規制のあり方について考察する。保険募集は、販売する商品の特性上、証券営業と異なる点も多いが、リスクのある金融商品を店舗以外の場所で営業員（募集人）が販売するという点で証券営業と一定の共通点があると思われる。

2 証券外務員に対する規制

(1) 証券外務員の登録

証券取引法では、証券外務員についてどのような規定が設けられているだろうか。証券取引法第六四条では、証券外務員を、「(……) いかなる名称を有する者であるかを問わず、(証券会社の) 役員又は使用人のうち、その証券会社のために次に掲げる行為(注：証券法第二条第八項に定める証券業務と有価証券の売買等の勧誘)を行う者」と定義している。

証券外務員は外務員登録簿に登録を受けなければならない、氏名、生年月日、住所、所属営業所名、役員又は使用人の別、過去の証券外務活動に関する情報、その他省令等で定める所定事項をその内容とする。証券会社は登録を受けた者以外に外務員の職務を行わせることはできない。登録は、一定の拒否事由に該当する場合には拒否される。登録拒否事由としては、禁治産や破産などの欠格事由に該当する場合、五年以内に登録取消を受けている場合、他の証券・金融機関の外務員である場合が挙げられている(証券取引法第六四条の二)。さらに、証券外務員は登録事項に変更があった場合には届出をしなければならない(第六四条の四)ほか、処分、登録の取消についても定めが設けられている(第六四条の五、六)。

また、証券外務員には、「有価証券の売買その他の取引(……)に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす」(第六四条の三)と極めて広範な権限が言及されている。ここで定められている権限は「代理の擬制」と解釈されており、外務員は所属証券会社から委任をうけて証券業務を行うのであるから、外務員の行為は代理の本人である証券会社に帰せられる。この代理に関する法理を擬制することで、顧客は外務員の行為に関して、所属証券会社にその責任を追求することができるのである。このように、証券取引法では、外務員の

行った行為について証券会社に幅広く責任を負わせるための規定が設けられている。

(2) 社員外務員と歩合外務員

ところで、以上の証券取引法の規定は、証券会社の役員又は使用人で証券営業を行う者を一律に外務員と定めているのであって、社員外務員であるか歩合外務員であるかを問わない。一方、社員外務員と歩合外務員との区別は証券業協会の規則に設けられている。証券業協会の規則によれば、歩合外務員とは「(……) 取引高に応じた報酬を受ける者で、所属会員と歩合外務員契約を締結している者をいう」(日本証券業協会、公正慣習規則八)とされ、七年以上の証券業務の経験を有し、不都合行為者の取扱いを受けておらず、三年以内に証券会社から解雇などの処分を受けていないことが資格要件となっている。

実際の歩合外務員契約では、証券会社は歩合外務員に対して交通費・通信費などの経費や社会保険料の負担をしない場合も多く、税法上も歩合外務員は独立自営業者として扱われているとされる。このように、歩合外務員は証券取引法上は社員外務員と同様に使用人と位置付けられているものの、現実の雇用関係で見た場合には被雇用者というより委任契約に近い契約形態をとっているといえる⁽¹⁾ことができる。

(3) 証券会社の責任

証券外務員の行う営業行為が具体的にどのような規制されるかという問題は、投資家保護の面からも大変重要である。この点に関して証券取引法は、一つには証券外務員の登録制をとることによって、金融監督庁が不適格な者を排除できるよう規制していると言いうことができる。

さらに加えて、証券会社が証券外務員の行為に関して広い範囲で責任を負う。これは、先に述べたように、証券取引法で外務員に幅広い代理権を規定しているからである。この規定によって顧客が外務員の行為からならぬかの損害を受けた場合、証券会社は代理の本人としての責任を負わなければならない。

もつとも、証券会社は外務員の行為に関して無制限に責任を負うわけではない。まず、外務員が証券業務以外の点で証券会社を代理することは考えられないから、証券会社の責任も当然該証券会社の営業の範囲内に限定される。とはいえ、直接的な証券業務だけでなく、証券の保護預りなど附随業務についてもこの権限は幅広く認められるとするのが一般的である。

さらに、顧客が外務員と共謀して不正行為を行うなど、外務員が代理の権限を超えていることを知りながら取引を行う場合も考えられるが、このように相手方が悪意である場合には証券会社は責任を負わない（第六四条の三―二）。証券会社はこのように代理の本人としての責任を負うのに加えて、使用人である外務員の行為について民法上の使用者責任（民法第七一五条）も否定されるわけではない。

くり返しになるが、以上のような証券会社の責任は、外務員が社員であるか歩合であるかを問わない。これは証券取引法上、外務員は雇用関係の有無に関わらず使用人と規定され、幅広い代理権限が擬制されているからである。

3 保険募集人の規定

(1) 保険募集人

保険募集は、昭和二三年以来の長い期間にわたって「保険募集の取締に関する法律（募取法）」によって規制されてきた。保険商品は、死亡や疾病、物的な損害など通常好ましくない事態が生じた時にその保障をするものであるため、需要側から積極的に購入の意思表示がなされることは考えにくく、募集勧誘によって売り手側から需要を喚起するほかないとされてきた。こうした理由で、保険募集は保険会社の経営戦略上特別な位置付けを与えられており、それを規制する募取法も、募集秩序の維持など保険業界独特の利害を反映していたと推測される。

しかしながら、このたびの金融システム改革によって保険の商品設計面等で規制緩和がなされたことを受けて、保険募集人の資格要件の面での規制を整備するとともに、販売チャネルの多様化・効率化をはかるとして、平成七年に保険業法が改正され、募取法は保険業法の第三編保険募集としてあらたに修正の上統合された。

保険業法第三編では、保険募集を保険契約の代理または締結と定めている。保険募集の代理とは、保険会社を代理して会社のために契約の締結をするもので保険募集人に法的な権限があるのに対して、募集の媒介とは、契約締結に向けて仲介・斡旋するのみであって、法的な権限を持たない。

このように証券外務員の場合とは異なり、保険募集人には法的な代理権を持たずに契約締結の仲介・斡旋のみを行う者が存在する。これは、保険契約においては、加入時の健康不良を告知しなかったり、加入後にモラルハザードにあたる行動をとるなどする不良な契約者が存在し、こうした契約者の保険を引き受けると、保険料の支払いを通じて保険会社の経営に悪影響をおよぼすだけでなく、最終的には保険料の上昇という形で他の被保険者の厚生にも影響が及ぶという特別な事情があるからである。

そうした不良な契約者を見分けることは高度な専門的判断能力を持たない保険募集人には困難であるため、募集人に保険契約に関する広い代理権を持たせるわけにはいかない。したがってとりわけ生命保険募集人にはこう

した代理権を持たない者が多く存在する。代理権を持たない募集人が行った行為については、一般には保険会社に責任を追求することは難しい。

(2) 保険募集人の登録

保険募集を行なう者は保険業法によって登録を義務付けられている。これは登録によって募集行為の実体把握と不良募集人の排除をはかるとともに未登録者の保険募集行為を禁止するもので、証券外務員の登録義務と同様の目的によるものであると思われる。

生命保険・損害保険ともに、保険会社の役員、使用人の他、保険会社の委託を受けたもの（代理店）とその役員もしくは使用人が保険募集人となることができ、登録が必要とされる。⁽⁴⁾登録に際しては、名称や氏名と住所、事務所の名称および所在地、所属保険会社の名称、他に行う業務の種類、その他大蔵省令で定める事項を記載せねばならず、登録の内容は、おおむね証券外務員と同様である。ただ、保険募集が代理店制度をとるため、募集人や代理店は保険会社の営業店に所属する必要はないほか、代理店が保険業務以外の業務を兼営することも多いため、兼営業務も記載することが求められている点が異なる。

(3) 所屬保険会社の賠償責任

保険業法には、保険会社は保険募集人が契約者と与えた損害を賠償する責任を負うことが明記されている（保険二八三の一）。これは、民法の使用責任の特則と解されており、会社と募集人の関係が雇用・委託のいずれであつても保険会社に責任を回避させないための規定である。

保険募集は代理店制度をとるため、保険会社と直接の雇用関係にはない募集人が存在する。保険募集人が保険会社の使用人の場合には会社との間に雇用関係が存在するため使用者責任を問うことができるが、代理店や代理店の使用人の場合には保険会社との間には雇用関係でなく委託関係があるに過ぎないため民法上の使用者責任を問うことが難しい。

また、先に述べたように、募集人のなかには契約締結の代理権を持つ者もあれば、代理権を持たず募集の仲介・斡旋のみを行う者もある。この場合にも、保険会社の代理の本人としての責任を一律に問うことは難しい。

このように保険募集は多様な形態をとるが、契約者保護のためには、いずれの場合にも保険会社の責任が明示されていることが望ましい。こうした理由で、保険業法には使用者責任の特則にあたる規定が盛り込まれ、雇用関係や代理権の有無に関係なく保険会社の使用者責任が定められていると考えられる。⁽⁵⁾

(4) 保険仲立人（ブローカー）

平成七年の保険業法改正で、従来の保険募集人に加えて、保険会社から独立して顧客のために保険契約締結の媒介を行なう保険仲立人（保険ブローカー）が新たに規定された。保険仲立人は特定の保険会社との間に継続的委託関係がないため、保険会社の使用人でも代理店でもなく、商法上は保険契約締結の媒介を行う仲立人の一種とされる。保険会社の代理人ではないため代理権を持たず、単に契約締結の媒介をするに過ぎない。

保険仲立人も、募集人と同様大蔵省に登録が義務付けられており（もつとも保険仲立人は所屬する保険会社がないのでかわつて取り扱う保険契約の種類を登録する）、仲立人がその役員または使用人に募集を行わせる時は大蔵大臣に届出をしなければならない。当然ながら、保険募集人と兼務することはできない。保険仲立人は保険

会社との間に委託関係が存在しないため、顧客に対する誠実義務が別途規定されている。

保険募集人と異なり保険仲立人の場合には所属保険会社がないため、契約者は損害賠償の責任を保険会社に追求することはできない。このため、保険仲立人には保証金制度が設けられており、仲立人は最寄りの供託所に手数料や報酬に応じて最低四〇〇万円の保証金を供託することが義務付けられている。また、大蔵省の承認を受けた場合には保険仲立人賠償責任保険契約を結ぶことにより保証金の一部に充当することもできる。

こうした措置は、所属保険会社を持たない仲立人の勧誘を受ける契約者を保護するための措置であるが、保険仲立人にとってかなり大きな負担であると思われる。

4 おわりに

顧客保護の点で証券外務員と保険募集人にそれぞれどのような規制があり、所属会社にどのような責任規定があるかについて見てきた。簡単にまとめると、証券会社の場合は、証券外務員は社員外務員であるか歩合外務員であるかを問わず（実際の雇用関係の有無に関わらず）、証券会社の使用人であると規定され、両者とも広範な代理権を有しているとみなされること、したがって所属証券会社は、代理の本人としての責任とともに使用者責任も免れないことが分かった。歩合外務員の場合は現実には証券会社との間に雇用関係はなく、独立性の高い営業活動を行っているにもかかわらず、証券会社の監督責任は社員外務員と同様に重い。このため、証券外務員には登録に際して所属営業所の記載を求めると、証券会社の監督を担保する規定が存在していると考えられる。

一方、保険会社の場合には、募集人は保険会社と雇用関係にある者もあれば雇用関係のない代理商の場合もあり、またすべての募集人が代理権を持っているわけではない。したがって、保険会社の責任を明確にするために、

保険業法では使用者責任の規定を設け、保険会社との関係がどのような形態であっても保険会社は使用者責任を免れないような手立てがとられていると考えられる。

証券営業の領域では、近年の販売チャネルの多様化や、フィナンシャルプランニングの需要などにもなって、外務員の営業行為の柔軟化が必要となっていると考えられ、アメリカのインディペンデント・コントラクターへの関心も高まっている⁽⁶⁾。証券会社の責任が担保できる範囲で、外務員制度をどの程度柔軟化できるか検討する必要があるだろう⁽⁷⁾。

(注)

(1) 西原寛一(一九六六)「歩合外務員の法的性格について」『協会報』大阪証券業協会、八月号、証券取引法研究会(一九六六)「歩合外務員の法律上の性格について」『協会報』十一月号。

(2) 改正後の保険業法に関しては、石田満(一九九九)「新版保険業法」(財)損害保険事業総合研究所、東京海上火災保険編・江頭憲治郎他(一九九七)「損害保険実務講座」補巻、保険業法、など参照。以下の記述はこれらによる。

(3) 保険外務員の多くに保険契約上の権限がないことについては多くの議論がある。例えば生命保険募集人に関しては、吉田明(一九八二)「生命保険外務員の契約上の権限」『生命保険経営』一九八一年一月参照。

(4) 生命保険募集人となることができるのは、①生命保険会社の役員、②生命保険会社の使用人、③役員・使用人の使用人、④生命保険会社の委託を受けた者、⑤生命保険代理店の役員もしくは使用人であり、うち③以下の者は保険会社と雇用関係にない。損害保険募集人となることができるのは、①損害保険会社の役員・使用人、②損害保険代理店の役員もしくは使用人であり、②は保険会社と雇用関係にない。また②は届出のみで登録は不要である。生命保険募集

人の場合は全ての募集人が登録を義務付けられるのに対して、損害保険募集人の場合は代理店の役員と使用人は届出のみで募集行為を行なうことができるとされ、生命保険と損害保険で類似の保険商品を扱う三分野などの領域では問題があるとされる。

(5) 民法の使用者責任の規定から、保険会社の責任は、保険募集に関して発生した損害であつて保険募集人に有責行為が存在し、損害と有責行為との間に因果関係があることが要件となる。また、保険会社が当該保険募集人の「選任」「雇用」「委託」に相当の注意をした場合には免責される。

(6) アメリカのインデイペンデント・コントラクターについては、伊豆久(一九九七)「インデイペンデント・コントラクターと証券規制」『証研レポート』一五五七号、一九九八年四月、参照。

(7) 行澤一人(一九九七)「新たな販売チャネルの可能性証券販売におけるインデイペンデント・コントラクターに関する法的考察」『月刊資本市場』一九九七年十二月、No.二四八、参照。